

国際交流ボランティア制度 登録・活動の手引き

(公財)新潟県国際交流協会

新潟県国際交流協会では、県内の国際交流・国際協力を推進する目的の事業にご協力いただき、ボランティアの方を募集しています。

【ボランティアの種類】

◆通訳・翻訳ボランティア

国際交流、国際協力事業などにおける簡単な通訳や文書等の翻訳をお手伝いしていただけます。

◆アースサポーター（イベント運営ボランティア）

国際交流、国際協力事業などの企画、運営をお手伝いしていただけます。

【ご登録にあたっての条件】

◆通訳・翻訳ボランティア

登録申込み時に満 18 才以上であり、外国語（外国出身者は日本語）での日常会話の通訳又は専門知識を必要としない文書の翻訳が支障なくできること。 ※外国語に関しては、下記基準をご参照ください。

英 語：TOEIC730 以上、英検準 1 級以上、またはこれに準じる資格や経験がある。

韓国語：韓国語能力試験 4 級以上、「ハングル」能力検定試験 2 級以上、またはこれに準じる資格や経験がある。

中国語：中国語検定準 1 級以上、またはこれに準じる資格や経験がある。

ロシア語：ロシア語検定試験第 1 レベル以上、またはこれに準じる資格や経験がある。

◆アースサポーター（イベント運営ボランティア）

登録申込み時に満 18 才以上であり、国際交流・国際協力に関するイベント等の運営・実施に興味や熱意があること。

【ご登録について】

・登録を希望する方は、「通訳・翻訳ボランティア登録票」（別記様式第 1 号）、「アースサポーター（イベント運営ボランティア）登録票」（別記様式第 1 号の 2）を協会にご提出ください。

※登録票は県協会 HP（<http://www.niigata-ia.or.jp/jp/index.html>）からダウンロードできます。

・登録期間内において、登録内容に変更が生じた場合、登録者は速やかに協会にご連絡ください。

【登録取消しについて】

協会は、登録者が次のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消します。

- (1) 登録者から辞退の申し入れがあったとき
- (2) 登録者が死亡、転出等により登録者としての活動が不可能になったとき
- (3) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

【活動の流れ】

- ① 活動の依頼は、協会が内容及び条件等をボランティア登録者にメール等でお知らせします。
- ② 活動を希望するボランティア登録者は、依頼者へ直接連絡してください。

- ③ 活動が決定したボランティア登録者は、詳細を依頼者と打合わせ、内容の確認を行ってください。

【注意事項】

- ① ボランティア活動期間に万一事故が発生した場合、当事者間の責任において、誠意をもって解決にあたってください。
- ② 依頼者が必要と判断した場合、依頼者がボランティア保険に加入します。

【その他】

- ① 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行います。
- ② ボランティア活動に要する交通費、謝礼等の支給については、依頼者の判断によります。
- ③ 活動終了後、「ボランティア活動報告書(別記様式第4号)」の提出にご協力ください。

【申込み・問い合わせ先】

公益財団法人 新潟県国際交流協会

TEL : 025-290-5650 FAX : 025-249-8122

<http://www.niigata-ia.or.jp/jp/index.html>

E-mail : nia21c@niigata-ia.or.jp